

## 委託業務における印刷製本費の取扱いについて

委託業務における印刷製本費の計上方法は次のとおりとする。

## 1 紙成果品費（印刷製本費）の計上方法

## (1) 【調査業務】の場合 直接経費に計上

設計書作成においては、自動計上とする。

$$\text{印刷製本費（円）} = (10 - 0.5X) (\%) \times \text{直接調査費（円）} \div 6$$

ただし、X：直接調査費（百万円）（小数第2位（3位四捨五入））  
（電子成果品作成費及び印刷製本費除く）

なお、直接調査費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。

## (2) 【測量業務】の場合 直接経費に計上

設計書作成においては、自動計上とする。

$$\text{印刷製本費（円）} = (10 - 0.5X) (\%) \times \text{直接人件費（円）} \div 6$$

ただし、X：直接人件費（百万円）（小数第2位（3位四捨五入））

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。

## (3) 【設計業務】の場合 直接経費に計上

設計書作成においては、自動計上とする

$$\text{印刷製本費（円）} = (10 - 0.5X) (\%) \times \text{直接人件費（円）} \div 6$$

ただし、X：直接人件費（百万円）（小数第2位（3位四捨五入））

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。

## 2 特別仕様書への記載について

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に記載がないことから、測量、調査、設計業務の特別仕様書の「積算条件」の章に算式を記載するものとする。